

《「保育の必要性」の事由及び証明する書類について》

別紙の各種証明書から該当する書類をご使用ください。

書類が不足する場合は、コピーしてください。

	事由 及び 利用可能保育時間	必要書類
①	就労 毎月52時間以上の就労	I 就労・復帰（予定）証明書 ※就労内定の場合、就労後に就労・復帰証明書を提出すること。
②	妊娠・出産	I 母子手帳（出産予定日の分かる書類）のコピー
③	保護者の疾病・障がい	I 診断書または身体障害者手帳等のコピー ※ 入院の場合は入院期間が分かる書類。 ただし、診断書に入院期間が明記されている場合は省略できます。
④	障がいまたは長期入院など、常時の介護や看護が必要な親族がいること	I 診断書または身体障害者手帳等のコピー ※ 入院の場合は入院期間が分かる書類。 ただし、診断書に入院期間が明記されている場合は省略できます。 II 申立書
⑤	災害復旧	I 罹災証明書
⑥	求職活動 短時間	I ハローワークカードのコピー II 誓約書
⑦	就学	I 在学証明書 ※ 就学が決まっている場合は、合格通知書。 ただし、就学後、在学証明書を提出すること。 II 在学期間の分かる書類
⑧	虐待やDVの恐れがあること	※ ご相談ください。
⑨	育児休業取得時に、既に在園し、継続して保育が必要な児童がいること	I 育児休業期間及び就労復帰予定日の分かる書類

⑩	年少以上の児童について、年度内に育児休業から復帰予定の場合	I 就労復帰予定日の分かる書類
---	-------------------------------	-----------------

子育てのため施設等利用給付認定期間は、小学校の就学始期までの範囲内で、保護者がお子さんの保育ができない期間です。

※ ただし、上記②・⑥・⑨については利用給付認定ができる期間が限定されます。

②：出産予定日から起算して産前6週の属する月の初日から産後8週の翌日の属する月の末日まで

⑥：90日間(90日以内に就労証明書の提出がない場合は利用給付認定の取り消しとなります)

⑨：育児休業に係る子どもが満1歳に達する日の属する月の月末まで(ただし、年長児の場合は小学校就学前までとする)

①～⑩の事由のいずれにも該当しなくなった場合は、利用給付認定が取消となります。在園中に事由が変更となった場合には、認定変更申請書の提出が必要となります(原則前月20日までに申請)。